

特別養護老人ホームちぎり（多床室型施設）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人桃源堂福祉会が開設する特別養護老人ホームちぎり（多床室型施設）（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の従業者は、入所者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることとする。

2 施設の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努める。

3 施設サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、東三河広域連合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 特別養護老人ホームちぎり（多床室型施設）

（2）所在地 愛知県豊川市篠田町四ツ家75番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

医師 1名以上

生活相談員 1名以上

看護職員 2名以上

介護職員 17名以上

栄養士又は管理栄養士 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

介護支援専門員 1名以上

調理員 1名以上

従業者は、施設サービスの提供に当たる。

事務職員 1名以上 必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 入所定員は50名とする。

(施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証記載の負担割合に応じた額とする。なお、食費、居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の世話
- (3) 健康チェック
- (4) 退所時相談
- (5) 機能訓練

2 食 費 1日 1,445円

3 居住費 1日 915円

4 貴重品管理料 1カ月 2,000円を徴収する。

5 個人的通信費 コピー・FAX 1枚 10円を徴収する。

6 施設の発行する証明手数料 1枚 200円を徴収する。

7 日常生活において個人的に必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払いは、入所者又はその家族に対して事前に文書説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設入所に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、入所者及び家族に対し、提供する施設サービスの内容を説明し、同意を得る。

2 従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう説明する。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第8条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きを次のとおり定める。

(1) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、施設における「身体拘束ゼロ委員会」を中心として検討し、「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれに該当するかどうかを判断する。

(2) 必要と認めた場合には、入所者及び家族に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、書面にて同意を得る。

(3) 緊急やむを得ず行った理由を記録するとともに、経過観察記録についても記録する。その記録については、完結の日から5年間保存するものとする。

(4) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、「身体拘束ゼロ委員会」で検討、実際に一時的に解除してその状態を観察、要件に該当しないと判断された場合には直ちに解除する。

(感染症対策)

第9条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、「感染症・食中毒予防委員会」を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の指針等を定め必要な措置を講ずる。

(褥瘡防止対策)

第10条 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、「褥瘡対策委員会」を設置し、対策指針等を定め必要な措置を講ずる。

(介護事故対策)

第11条 施設は、事故が発生又はその再発を防止するため、「介護事故対策委員会」を充実させ、防止のための指針、施設の基本的な考え方を定める等必要な措置を講ずる。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、介護福祉サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに配置医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止対策)

第13条 施設は、虐待が発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第14条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 訓練については、地域住民及び消防関係者の参加を得られるように努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後3カ月以内

(2) 繼続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、従業者でなくなった後も同様とし、その旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桃源堂福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。